

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 20 年 2 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務委託 1 式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 岩手県庁舎
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (3) 延べ面積 30,000 平方メートル以上の建築物の清掃業務を平成 15 年 1 月 1 日以降、12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (4) 平成 20 年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 20 年岩手県告示第 64 号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県総務部管財課管理担当 電話番号 019-629-5116（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 250g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成 20 年 3 月 26 日午前 9 時岩手県庁舎地階管財課会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成 20 年 3 月 25 日午後 5 時までに(1)の場所に提出すること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の 100 分の 105 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納

付を免除する。

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した競争参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を平成 20 年 3 月 12 日午後 5 時までに 3(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 調達手続の停止 平成 20 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning and air conditioning/heating management services for prefectural offices, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender: 9:00a.m., 26, March, 2008 (by mail tenders must be submitted by 5:00p.m., 25, March, 2008)
- (3) Contact point for the notice: Property Management Division, Department of General affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Utimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL 019-629-5116